

日高市社会福祉協議会ボランティア活動等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ボランティア団体が行うボランティア活動等を支援するため、その活動に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象)

第2条 補助金の対象となる団体は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日高市社会福祉協議会ボランティア団体登録要綱に基づき、会長から決定を受けた団体
- (2) 補助金の交付申請をしようとする年度において、その他の補助金の交付を受けていない団体
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第1項の特定非営利活動に該当する活動を実施する団体

(補助事業等)

第3条 補助事業等は、ボランティア団体が行うボランティア活動等（市から委託された事業に係る活動を除く。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費及び対象とならない経費は、前条に規定する活動に要する経費等のうち、以下の経費とする。

- (1) 対象となる経費は、講師謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、器具備品費、研修における会場使用料、コミュニティ食堂における食材費その他補助事業等を行う経費
- (2) 対象とならない経費は、人件費、食糧費（前号の経費を除く。）、交際費、光熱水費、ボランティア団体の運営維持に係る経費及びボランティア団体の事務所の維持に係る経費

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、10万円を上限とし、予算の範囲内で会長が定める額とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第6条 補助金の交付は、一つのボランティア団体につき、毎年度1回とし、通算して5回を限度とする。

(申請)

第7条 補助金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 日高市社会福祉協議会ボランティア活動等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

(交付決定通知書の様式)

第8条 交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 ボランティア団体は、会長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で会長に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第10条 報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、ボランティア団体に対し、様式第5号により通知するものとする。

(書類の整備等)

第12条 ボランティア団体は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類等を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類等は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 元年6月27日から施行する。

この要綱は、平成31年4月 1日から適用する。